



さりげなく、ともに生きる！！
「おもいやりの町、しもすわ」をめざして。



2020年5月号 No.275

発行人・濱 克典

編集・社会福祉法人
下諏訪町社会福祉協議会

令和2年度 社会福祉法人下諏訪町社会福祉協議会 基本方針

社会福祉協議会は、戦後間もない昭和26年（1951年）に、民間の社会福祉活動の推進を図るため、社会福祉事業法に基づき、全国、都道府県段階で誕生し、ほどなく市区町村で組織化が進みました。昭和51年に法人化した下諏訪町社会福祉協議会は、地域住民や社会福祉関係者等の参加、協力を得て活動することを大きな特徴とし、民間組織としての自主性と広く住民や社会福祉関係者に支えられた公共性という二面を併せもった民間の非営利組織で運営されてきました。

本会では、『さりげなく、ともに生きる！！「おもいやりの町、しもすわ」をめざして』をスローガンに掲げ、行政とのパートナーシップ及び住民主体の地域福祉の推進を図るとともに、地域に貢献するために設置されている法人であるという責務を果たしながら事業に取り組んでまいります。

法人運営については、財源不足の解消を図るため、事業の規模縮小と職員の異動、配置転換による事業の立て直しや各事業所の経営改善に取り組みます。また、長期的な視野に立って、社協独自事業や町からの受託事業の見直しを図るとともに、職員の育成、意欲向上に向けて人事考課制度の導入を進めます。

従来の社協主体の事業を推進するのではなく、地域住民自らの自発性・自立性を尊重し、ボランティアなどの育成や活動の場の創出を進め、地域住民や団体等との協働による福祉活動の推進に努めてまいります。

地域共生社会の実現に向け、複合化・複雑化した課題に的確に対応するため、総合的な相談支援体制づくりによる多機関、多職種との個別事例検討会や支えあいができる地域づくりに努めてまいります。



下諏訪町社会福祉協議会
マスコットキャラクター
オルニコットちゃん

令和2年度下諏訪町社会福祉協議会予算について

単位 千円

収入の部

勘定科目	社会福祉事業会計					公益事業会計	
	法人本部 拠点区分	生活応援 センター 拠点区分	介護保険 事業所 拠点区分	障がい福祉 サービス 拠点区分	老人福祉 センター 拠点区分	地域包括 支援センター 拠点区分	社協公益 拠点区分
会費収入	—	6,708	—	—	—	—	—
寄付金収入	1,087	—	—	—	—	—	—
経常経費補助金収入	11,442	2,556	—	—	4,168	—	—
受託金収入	—	8,263	26	—	335	69,180	17,782
貸付事業収入	—	50	—	—	—	—	—
事業収入	—	2,938	—	—	1,922	—	—
介護保険事業収入	—	—	49,842	—	—	13,447	—
障がい福祉サービス事業収入	—	—	—	6,903	—	—	—
受取利息配当金収入	1	2	36	—	—	—	—
その他収入	33	48	200	—	—	108	—
合 計	12,563	20,565	50,104	6,903	6,425	82,735	17,782
総 合 計							197,077

支出の部

拠 点 区 分	
法人本部拠点区分 湯めぐりバス・生活困窮者事業・区、学校、福祉関係団体に対する助成・法人運営など	12,563
生活応援センター拠点区分 ひとり親家庭応援事業・障がい者社会参加事業・ボランティア活動推進事業・共同募金事業・福祉有償運送事業・在宅介護支援センター事業、福祉相談事業、高齢者福祉事業、福祉資金貸付事業、有償生活応援サービス事業	20,565
介護保険事業所拠点区分 居宅介護支援事業・訪問介護事業・高齢者サポート事業	50,104
障がい福祉サービス拠点区分 障害者総合支援法の事業・指定特定相談支援事業	6,903
老人福祉センター拠点区分	6,425
地域包括支援センター拠点区分 一般介護予防事業・包括支援センターの啓発・認知症初期集中支援チーム設置促進事業など	82,735
社協公益拠点区分 生活支援体制整備事業・認知症地域支援ケア向上推進事業・認知症サポーター等養成事業・家族介護者交流事業	17,782
総 合 計	197,077

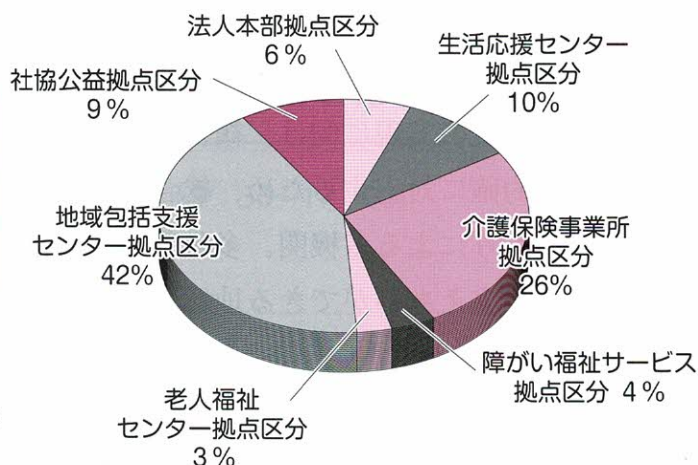
(広報用に分かりやすく表示しております。)

〈拠点区分支出割合〉



「おもいやりの町、しもすわ」を目指して、取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

〈割合については小数点第1位を四捨五入したものになります〉





認知症サポーターとは、
認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者です。

サポーターになったら・・・

何か特別なことを行なわなければならないわけではありません。

- ・ 家族や友人に認知症の正しい知識を伝える
- ・ 認知症の人や家族の気持ちを理解しようと努める
- ・ 困っている認知症の人に会ったら手助けをする
など、自分のできる範囲で無理のないように活動します。



対象

どなたでも！人数は何人からでも大丈夫です
(会社・町内会・学校・サロンなど)

講師

認知症について専門的な知識をもつ
「キャラバン・メイト」が講師となります

時間

通常1時間30分ほどですが、
ご都合に合わせて時間の調整ができます

受講料

無料です。時間の調整ができます
オレンジリングをお配りします



開催時期や場所、講座の内容、その他ご不明な点がございましたら、お気軽に下記までお問い合わせください！
お問い合わせ 社協・生活応援センター TEL 27-8886



社協健康教室

開催時間：午後1時30分～午後2時30分 ※事前申し込み不要

日	曜日	運動講座	日	曜日	運動講座
1	金		16	土	
2	土		17	日	
3	日		18	月	子育てふれあいセンター「ぽけっと」
4	月		19	火	富部公民館
5	火		20	水	
6	水		21	木	
7	木	萩倉公会所	22	金	清水町公会所
8	金		23	土	
9	土		24	日	
10	日		25	月	
11	月	高木公民館	26	火	
12	火	社東町公民館	27	水	第九区公会所
13	水	明新館	28	木	
14	木	四王公会所	29	金	
15	金	菅野町会館	30	土	
			31	日	

新型コロナウイルスの影響で、講座の予定が
変更になることがあります。詳細は下記へお問い合わせください。

問い合わせ：地域包括支援センター TEL 26-3377



新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業等で、生活資金にお悩みの皆様へ

新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、生活福祉資金貸付制度貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

緊急小口資金の特例貸付を実施

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に少額の費用の貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付上限額：10万円以内（ただし、世帯員に新型コロナウイルス感染症の罹患者等、要介護者、臨時休業した学校に通う子どもがいるときなどは20万円以内）

据置期間：1年以内 償還期間：2年以内 貸付利子：無利子 保証人：不要

総合支援資金（生活支援費）の要件を一部拡大

失業等で、日常生活全般に困難を抱えており、継続的な相談支援と生活費を必要な場合に貸付を行います。

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※原則、自立相談支援機関（まいさぼ）の継続的な支援を受けることが要件です。失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付又は貸付を受けることができる方は対象外です。

貸付上限額：（単身世帯）月15万円以内（複数世帯）月20万円

据置期間：1年以内 償還期間：10年以内 貸付利子：無利子 保証人：不要

※相談は予約制でお願いしています。事前にTEL27-8886にお電話ください。

一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

ひきこもり状態から
抜け出したい

生活に困っているが
頼れる人がいない

借金を抱え、住む家も
なくなりそう…

生活や仕事などでお困りの方の総合的な支援を行います。



まいさぼ信州諏訪 受付時間【9:30~17:00】

長野県諏訪郡下諏訪町162-4 砥川住宅A棟101
TEL: 0266-75-1202

下諏訪町社会福祉協議会では、身近な窓口としてまいさぼ出張相談所を設置しています。
お気軽にご相談ください。

問い合わせ先 社協生活応援センター 27-8886